

# 宇治市人事行政の運営等の状況報告書

平成20年11月

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、宇治市人事行政の運営の状況の概要及び宇治市公平委員会の業務の状況を報告します。

## ◎ 宇治市人事行政の運営の状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- 2 職員の任免及び職員数に関する状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

## ◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(平成19年度中)

部局名	採用年度	一次試験日	職 種	申込者数	受験者数			合格者数			採用者数
					男	女	計	男	女	計	
市長 部局	20	H19.9.16	一般事務職	269	149	81	230	13	5	18	18
		H20.1.27	一般事務職	385	247	94	341	14	2	16	15
		H20.1.27	技師(土木)	24	22	0	22	5	0	5	5
		H20.1.27	技師(電気)	7	7	0	7	1	0	1	1
		H20.1.27	保健師	15	2	12	14	0	6	6	5
		H20.1.27	保育士	72	18	46	64	1	10	11	10
		H20.3.1	技師(建築)	6	5	1	6	1	1	2	2
		H20.3.1	作業技師	49	42	3	45	7	0	7	7
教育	20	H20.2.17	幼稚園教諭	20	1	11	12	0	3	3	2
消防	20	H19.10.14	消防職	106	93	3	96	16	0	16	11
		H20.2.10	消防職	106	98	3	101	5	0	5	5
合 計				1,059	684	254	938	63	27	90	81

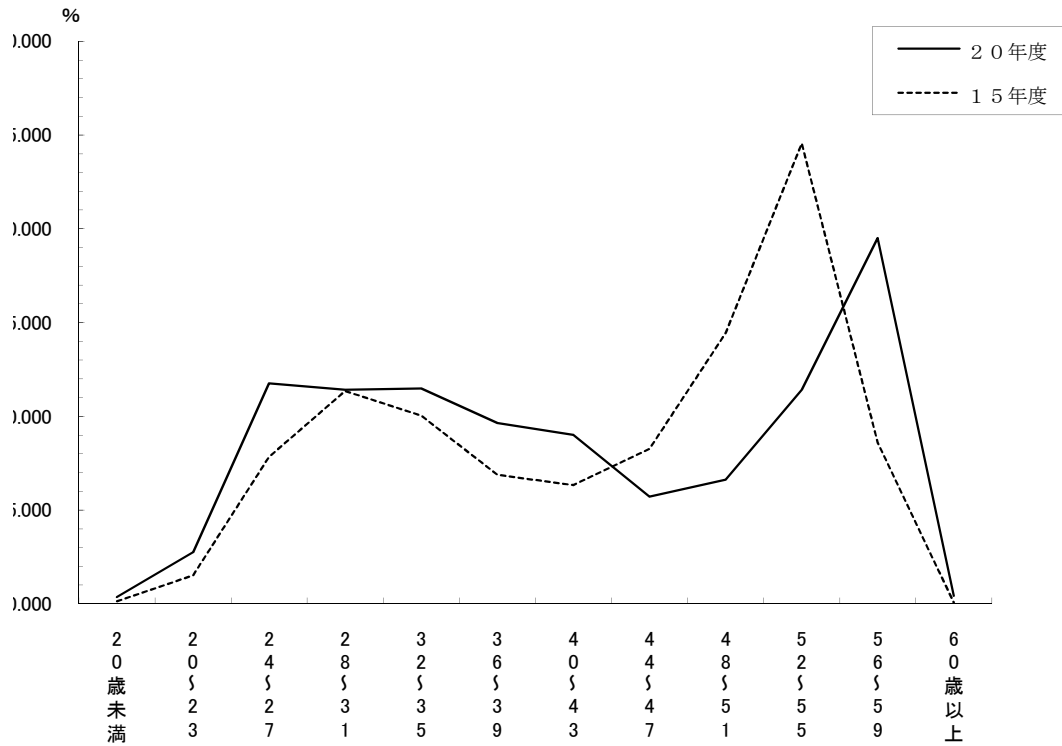
2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議 会	11	10	△ 1	業務を総務部門へ移管
	総 務	179	180	1	業務を議会部門から移管
	税 務	72	72		
	民 生	269	270	1	特定検診・特定保健指導事業による業務増加
	衛 生	135	136	1	麻しん予防接種定期化等による業務増加
	労 働	2	2		
	農林水産	18	18		
	商 工	9	9		
	土 木	159	163	4	景観重点地区業務等による業務増加
	計	854	860	6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.53 人
	教育部門	203	191	△ 12	嘱託化・業務委託等による減員
	消防部門	196	203	7	消防力充実のための増員
	小 計	1,253	1,254	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.60 人
公会 営計 企部 業門 等	水 道	69	69		
	下 水 道	47	47		
	そ の 他	49	51	2	後期高齢者医療制度対応等による業務増加
	小 計	165	167	2	
合 計	1,418 [1,526]	1,421 [1,526]	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.48人	

- (注) 1 職員数は特別職を除く一般職に属する職員であり、再任用短時間勤務職員（H19:13人、H20:15人）は除いています。  
 2 休職者、派遣職員などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています。  
 3 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計	
職員数	20	5	39	167	162	163	137	128	81	94	162	277	6	1,421
	15	2	22	114	165	146	100	92	120	210	357	125	1	1,454

(3) 定員管理計画の数値目標及び年次別進捗状況

①定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	△140人

(注) 平成19年度に計画の見直しを行い、地方分権の進捗等に伴う増員分は除くこととして  
います。

②定員管理の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	16年	17年	18年	19年	20年	17~20年
		計面前年	1年目	2年目	3年目	4年目	計
一般行政	職員数	886	871	853	854	860	—
	増減		△15	△18	1	6	△26
教育	職員数	213	211	208	204	192	—
	増減		△2	△3	△4	△12	△21
消防	職員数	188	191	192	196	203	—
	増減		3	1	4	7	15
公営企業等会計	職員数	162	160	163	165	167	—
	増減		△2	3	2	2	5
合計	職員数	1449	1,433	1,416	1,419	1,422	—
	増減		△16	△17	3	3	△27 (-%)

- (注) 1 計画期間は、平成17年から平成23年までの7年間です。  
 2 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降  
 現年までの職員増減数の累計を示しています。  
 3 定員管理の職員数には教育長を含んでいます。

## (4) 採用及び退職の状況

## ①採用

部局名	採用年月日	採用区分	職 務 名	人 数		
				計	男	女
市長 部局	H19. 4. 1	新規採用	一般事務	28	20	8
			保育士	5		5
			保健師	5		5
			技師（土木）	13	11	2
			技師（建築）	2	1	1
		作業技師	6	5	1	
		人事交流	一般事務	1	1	
	H19. 9. 3	新規採用	一般事務	1	1	
教育	H19. 4. 1	割愛採用	指導主事	1	1	
消防	H19. 4. 1	新規採用	消防	9	7	2
計				71	47	24

## ②退職

部局名	退職年月日	退職区分	職 務 名	人 数		
				計	男	女
市長 部局	H19. 8. 10	普通退職	一般事務	1	1	
	H19. 9. 30	普通退職	一般事務	1	1	
	H19. 11. 21	その他死亡	一般事務	1	1	
	H19. 12. 6	勸奨退職	一般事務	1	1	
	H20. 3. 31	範囲外転出	技師（土木）	1	1	
			普通退職	一般事務	2	1
		勸奨退職	技師（土木）	1	1	
			一般事務	11	9	2
			保育士	8		8
			技師（土木）	1	1	
			技師（化学）	1	1	
			技師（電気）	1	1	
			保健師	2		2
		作業技師	5	1	4	
	定年退職	一般事務	16	16		
		保育士	3		3	
看護師		1		1		
作業技師		14	6	8		
教育	H20. 3. 31	勸奨退職	教諭	1		1
		定年退職	教諭	1		1
消防	H20. 3. 31	勸奨退職	消防	5	5	
		定年退職	消防	3	3	
合 計				81	50	31

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 総括

##### ① 職員給与の支払明細の例

平成20年4月分給与として支払われた標準的な職務の職員の給与支払明細書です。

A課長 年齢 58 歳 勤続 36 年	B係長 年齢 46 歳 勤続 24 年	C主事 年齢 27 歳 勤続 4 年
給料 446,000	給料 398,400	給料 222,000
地域手当 41,358	地域手当 31,872	地域手当 17,760
扶養手当 13,000	扶養手当 0	扶養手当 0
管理職手当 57,980	時間外勤務手当 24,115	時間外勤務手当 17,733
通勤手当 4,230	通勤手当 10,800	通勤手当 35,260
住居手当 4,100	住居手当 4,100	住居手当 0
支給額計 566,668	支給額計 469,287	支給額計 292,753
(H19.4の支給額 564,698)	(H19.4の支給額 487,912)	(H19.4の支給額 285,722)
(H18.4の支給額 579,947)	(H18.4の支給額 483,015)	(H18.4の支給額 254,017)
長期・短期掛金 61,508	長期・短期掛金 54,943	長期・短期掛金 30,615
介護掛金 2,341	介護掛金 2,091	介護掛金 0
市共済掛金 4,460	市共済掛金 3,984	市共済掛金 2,220
所得税 17,837	所得税 16,654	所得税 4,040
住民税 44,600	住民税 41,800	住民税 10,400
控除額計 130,746	控除額計 119,472	控除額計 47,275
差引支給額 435,922	差引支給額 349,815	差引支給額 245,478
(H19.4の支給額 465,594)	(H19.4の支給額 382,316)	(H19.4の支給額 246,395)
(H18.4の支給額 456,079)	(H18.4の支給額 371,514)	(H18.4の支給額 223,245)

※ 長期・短期・介護掛金は民間事業従事者の厚生年金・健康・介護保険料に相当します。

② 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	住民基本 台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A (千円)	実質収支 (千円)	人 件 費 B (千円)	人件費率 B/A×100	(参考) 18年度の 人件費率
19年度	190,018人	53,966,279	432,721	13,321,592	24.7%	25.2%

③ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	職員数 (人) (ア)	給与費 (千円)				一人当たりの 給与費 (千円) (イ) / (ア)
		給料	期末・勤勉 手当	その他 職員手当	計 (イ)	
19年度	1,254	5,170,202	2,348,501	1,515,370	9,034,073	7,204

※職員数は19年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当は含まれていません。

④ ラスパイレス指数（※1）の状況（各年4月1日現在）

区分	宇治市	類似団体平均 (※2)	全国市平均
19年度	101.6	101.6	97.9
14年度	101.3	103.0	101.2

19年度の地域手当補正後ラスパイレス指数は105.5

※1 地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値。

※2 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

	平均年齢	平均給料月額 ※3	平均給与月額 ※4	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	42.2歳	342,585円	443,503円	406,240円
消防職	41.9歳	341,054円	471,485円	405,071円
企業職	43.5歳	347,122円	445,020円	408,183円
京都府の一般行政職	44.2歳	363,306円		406,070円
国の一般行政職 ※5	41.1歳	325,113円		387,506円

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (C)
技能労務職	42.4歳	332,917円	405,993円	380,063円	6,537.3千円
うち清掃職員	41.2歳	332,780円	431,629円	383,630円	6,914.6千円
うち学校給食員	47.3歳	365,808円	406,344円	406,344円	6,667.0千円
うち用務員 (学校・保育所)	41.3歳	312,352円	359,894円	356,852円	5,845.4千円

技能労務職に対応する民間の類似職種の平均賃金等

職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A)/(B)	年収ベース ※6 (D)	(C)/(D)
廃棄物処理業従業員	43.6歳	299.7千円	1.44	4,170.0千円	1.66
調理士	38.8歳	273.2千円	1.49	3,594.4千円	1.85
用務員	53.9歳	225.9千円	1.59	3,227.4千円	1.81

注. 民間データは、常用労働者（雇用期間1か月超・パートタイムを含む）が5人以上の事業所を対象とした賃金構造基本統計調査の17～19年の平均の数値であり、職員と民間の比較は、年齢、業務内容、雇用形態などの点において、完全に一致しているものではありません。

3. 平均給料月額とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。

4. 平均給与月額とは、毎月支払われる給料と諸手当の額を合計したものの。

(平均給与月額) 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など、毎月支払われる全ての諸手当を含めた額。

(平均給与月額・国ベース) 国家公務員の平均給与月額は、時間外勤務手当・特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額。

5. 国の一般行政職の額は、平成20年人事院勧告の数値を使用。

6. 年収ベースは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末勤勉手当（年間賞与）の額を加えた試算値。

② 職員の初任給（平成20年4月1日現在）

区分	宇治市	京都府（行政職）	国（行政職）
大学卒	178,800円	178,800円	172,200円
高校卒	149,800円	144,500円	140,100円

③ 職員の平均給料月額（経験年数・学歴別）（平成20年4月1日現在）

区分	経験年数			
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	
一般行政職	大学卒	239,790円	295,435円	350,699円
	高校卒	218,277円	259,764円	314,585円

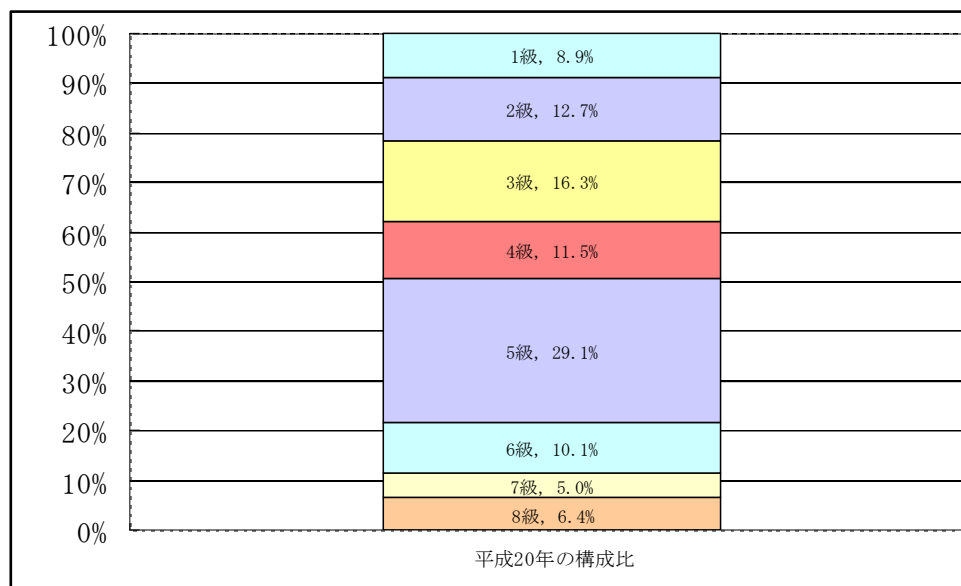
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別の職員数と構成比（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容 (※7)	職員数 (※8)	構成比
1級	主事、技師	59人	8.9%
2級	主事、技師	84人	12.7%
3級	主任	108人	16.3%
4級	主任	76人	11.5%
5級	係長、主査	193人	29.1%
6級	主幹	67人	10.1%
7級	課長	33人	5.0%
8級	部長、次長、参事	43人	6.4%

※7. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のこと。

※8. 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数



(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

	宇治市	京都府	国
19年度支給割合 期末手当 勤勉手当	3.0月(1.6月) 1.5月(0.75月)	3.0月(1.6月) 1.5月(0.75月)	3.0月(1.6月) 1.5月(0.75月)
加算措置の 状況	職制上の段階、職務の級等 による ・役職加算 5~15% ・管理職加算 8~17%	職制上の段階、職務の級等 による ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	職制上の段階、職務の級等 による ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%
1人あたり 平均支給額 (19年度)	1,875千円		

※( )内は、再任用職員に係る支給割合

② 退職手当(平成20年4月1日現在)

宇治市			国		
支給率	自己都合	特退・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
1人あたりの 平均支給額 ※9	11,168千円	25,697千円			
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算) ・退職手当の調整額(退職前60月の在職期間 の在級区分により調整額を加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算) ・退職手当の調整額(退職前60月の在職期間 の在級区分により調整額を加算)		

※9. 1人あたりの平均支給額は、19年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額。

③ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算見込み)		556,957千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(19年度決算見込み)		391,947円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 <参考>国の制度(支給率)
市全域	8%	1,421人 6%

④ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算見込み）	107,309千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（19年度決算見込み）	175,055円
職員全体に占める手当支給職員の割合	43.1%
手当の種類（手当数）	18種

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等の徴収手当	市税等を徴収する職員	市税、国民健康保険料、介護保険料等の徴収	月額1,200円
市税等の賦課手当	市税等を賦課する職員	市税、国民健康保険料、介護保険料等の賦課	月額800円
感染症防疫作業手当	結核及び感染症防疫作業に従事する職員	結核及び感染症が発生し、または発生する恐れのある場合における患者の救護、危険物件の処理作業等	1回500円
行路病人等の収容及び護送手当	行路病人等の収容及び護送に従事した職員	行路病人等の収容及び護送	死亡者1回1,000円 その他1回500円
ごみ収集作業手当	ごみ収集作業に従事した職員	ごみ収集作業	1日1,500円
社会福祉主事手当	健康福祉部でケースワーカーに従事する職員	生活保護の相談業務等	月額3,000円
消防職員手当	消防職員	消防に関する業務全般	隔日勤務 月額28,000円 毎日勤務 月額14,000円
消防職員火災出動手当	消防職員	火災等発生により出場し、消火作業等に従事したとき	1回300円
消防職員救急出動手当	消防職員	救急業務により出場したとき	1回200円
消防職員の空中放水車及び梯子（はしご）車従事手当	消防職員	空中放水車及び梯子（はしご）車の操作に従事したとき	月額500円
救急救命士業務従事手当	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命業務に従事したとき	1日510円
消防職員機関員手当	消防職員	緊急車両の運転に従事したとき	大型車1当務300円 普通車1当務200円
消防職員高所作業手当	消防職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での救助活動または救助訓練等を実施したとき	1当務200円
屋外における直接労務手当	常時屋外において直接労務を行う職員	屋外において直接労務に従事したとき	1日400円
下水道管路清掃点検業務手当	下水道室職員	下水道管路清掃点検業務に従事したとき	1日500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が土曜日または日曜日の職員（消防職員を除く）	土曜日または日曜日の業務に従事したとき	1日1,000円 勤務が4時間未満の場合は500円
水道料金徴収手当	水道部職員	水道料金の徴収	1日100円
水道メーター検針手当	水道部職員	水道メーターの検針	1日100円

※著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと。

⑤ 時間外勤務手当

	19年度 (決算見込み)	18年度 (決算)
支給実績	383,521千円	345,262千円
職員1人当たりの 平均支給年額	269,895円	242,289円

⑥ その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当の 名称	内容及び支給単価	国の制度との異同と その内容	支給実績 19年度決算見込 み
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族(子・その他) 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円	同じ	163,607千円 (217,852円)
住居手当	借家・借間最高支給限度額 27,000円 住居手当が支給されない 借家・借間の家賃額 3,000円以下 自己所有家屋 4,100円	<異なる> 住居手当が支給されない借家・借 間の家賃額12,000円以下 自己所有家屋 取得5年未満 2,500円	94,980千円 (91,857円)
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 交通機関利用者は6か月定期代で支給 交通用具利用者は用具別に距離に応じて支給 全額支給限度額 55,000円	<異なる> 交通用具利用者の通勤距離に応じ ての支給額が異なる 交通用具利用者の用具の区分が分 かれていない	101,229千円 (87,568円)
管理職手 当	管理または監督の地位にある職員に支給 給料月額に地位に応じた支給率を乗じた額 支給率は 市長公室長、政策経営監 20% 部長・理事 18%、次長・参事 15%、 課長 13%、主幹 11%	<異なる> 管理または監督の地位により定額 で支給 139,300円～31,700円	146,653千円 (669,648円)
休日勤務 手当	祝日法による休日及び年末年始等において勤務 した場合 時間単価×135/100	同じ	95,773千円 (213,779円)
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日 午前5時までの間)に勤務することを命ぜられ、 現に勤務した場合、その間に勤務した全時間に対 して支給 時間単価×25/100	同じ	16,376千円 (109,173円)

※支給実績の( )内は、支給職員1人あたりの平均支給年額

## (5) 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給料等	市 長	1, 1 1 7, 8 0 0 円 (本給 1, 035, 000 円 地域手当 82, 800 円)
	副 市 長	9 2 8, 8 0 0 円 (本給 860, 000 円 地域手当 68, 800 円)
	収 入 役	8 1 5, 4 0 0 円 (本給 755, 000 円 地域手当 60, 400 円)
報酬	議 長	6 3 5, 0 0 0 円
	副 議 長	5 8 5, 0 0 0 円
	議 員	5 3 5, 0 0 0 円
期末手当	市 長	4, 8 2 6, 4 1 2 円
	副 市 長	4, 0 1 2, 3 5 2 円
	収 入 役	3, 5 2 0, 7 1 6 円 ※支給割合は 3.35 月分
	議 長	2, 7 6 5, 4 2 5 円
	副 議 長	2, 5 4 7, 6 7 5 円
	議 員	2, 3 2 9, 9 2 5 円 ※支給割合は 3.35 月分
退職手当	市 長	退職手当額 (年支給率) (支給時期)
	副 市 長	1 8, 6 3 0, 0 0 0 円 (450/100) 任期ごと
	収 入 役	1 1, 6 9 6, 0 0 0 円 (340/100) 任期ごと
		8, 6 0 7, 0 0 0 円 (285/100) 任期ごと
※退職手当額は給料月額×在職年数(任期4年)×年支給率で算出した額		

※市長等三役には、このほか、通勤手当（一般職と同じ）が支給されます。市長等三役及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申を基に議会の議決を経て改定されます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般的な勤務時間の状況（平成20年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日 (日曜日及び土曜日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日～31日

※ 特別の勤務に従事する職員については別途定めています。

(2) 年次休暇取得状況（平成19年中）

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	全対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
22,431	8,305	583	14.2	37

- (注) 1 年次休暇は、1暦年につき20日（新規採用職員については、採用月別の基準による日数）付与され、取得しなかった日数は翌年に繰り越すことができます。  
2 全対象職員とは、1月1日から12月31日までの全期間在職した一般職員であり、当該期間内の途中採用者及び退職者並びに育児休業取得者等を除いています。

## (3) 特別休暇の状況（平成20年4月1日現在）

種 類	日 数 等
服喪休暇	続柄により1～10日以内
結婚休暇	10日以内
生理休暇	執務困難のとき、毎潮3日以内
産前休暇	出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間
妊婦の通院休暇	定期的に通院する必要のあるとき、4週間につき1日 妊娠満24週以上の場合は、医者が必要と認めた場合
妊婦の時間短縮休暇	出勤及び退庁のとき、それぞれ30分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回60分以内
男性職員の育児参加 及び配偶者出産休暇	配偶者が出産する場合で、当該出産にかかる子又は小学校修学の始期に達するまでの子の養育等を行うとき、出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日の翌日から8週間までの期間において8日以内
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるとき、1日2回それぞれ45分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回90分以内
参観休暇	保育所、幼稚園、小・中学校の授業参観に出席する場合、1学期に1回参観に必要な時間
父母の祭忌の休暇	慣習上最小限度必要と認められる期間
夏季休暇	7日以内
ドナー休暇	骨髄バンクへの登録又は骨髄提供の場合、必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的かつ報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合、1休暇年度につき5日以内
子の看護のための休暇	小学校就学前の子を看護する場合、1休暇年度につき5日以内
傷病休暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、必要と認められる期間 公務外の結核性疾患の場合、1年以内 公務外の負傷又は結核性疾患以外の疾病の場合、6月以内



## (4) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成19年中）

## ①育児休業

部 局 名 等	取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間						
			3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超	
市長部局等	男性職員	1	0		1				
	女性職員	22	11			2	7	9	4
	計	23	11	0	1	2	7	9	4
水 道	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0	0						
	女性職員	5	3		1		1	2	1
	計	5	3	0	1	0	1	2	1
消 防	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	0	0	1	0	0	0	0
	女性職員	27	14	0	1	2	8	11	5
	計	28	14	0	2	2	8	11	5

(注) 当該年中に2度取得した者を2とカウントしています。

## ②部分休業

部 局 名 等	取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間						
			3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超	
市長部局等	男性職員	1						1	
	女性職員	1						1	
	計	2	0	0	0	0	0	2	0
水 道	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0							
	女性職員	0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	0	0	0	0	0	1	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0	1	0
	計	2	0	0	0	0	0	2	0

## (5) 看護休暇の取得状況(平成19年中)

## ①承認期間別

部 局 名 等		取得者数	承 認 期 間					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
市長部局等	男性職員	3			1	1	1	
	女性職員	1		1				
	計	4	0	1	1	1	1	0
水 道	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	1					1	
	女性職員	0						
	計	1	0	0	0	0	1	0
合 計	男性職員	4	0	0	1	1	2	0
	女性職員	1	0	1	0	0	0	0
	計	5	0	1	1	1	2	0

## ②要介護者(職員との続柄)別

部 局 名 等		取得者数	要介護者の続柄							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
市長部局等	男性職員	3		2	1					
	女性職員	1			1					
	計	4	0	2	2	0	0	0	0	0
水 道	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	1	1							
	女性職員	0								
	計	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	4	1	2	1	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	5	1	2	2	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分の種類及び件数（平成19年度中）

①分限処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数				
		計	勤務実績が 良くない場 合	心身の故障 の場合	職に必要な 適格性を欠 く場合	定数の改廃 等により廃 職又は過員 を生じた場 合
市長部局等	降 任	0				
	免 職	0				
	休 職	22		22		
	降 給	0				
水 道	降 任	0				
	免 職	0				
	休 職	0				
	降 給	0				
教 育	降 任	0				
	免 職	0				
	休 職	7		7		
	降 給	0				
消 防	降 任	0				
	免 職	0				
	休 職	4		4		
	降 給	0				
合 計	降 任	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0
	休 職	33	0	33	0	0
	降 給	0	0	0	0	0

②懲戒処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数		
		計	法令に違反 した場合	職務上の義 務に違反し 又は職務を 怠った場合
市長部局等	戒 告	0		
	減 給	1		1
	停 職	0		
	免 職	0		
水 道	戒 告	1		1
	減 給	0		
	停 職	0		
	免 職	0		
教 育	戒 告	0		
	減 給	0		
	停 職	0		
	免 職	0		
消 防	戒 告	0		
	減 給	0		
	停 職	0		
	免 職	0		
合 計	戒 告	1	0	1
	減 給	1	0	0
	停 職	0	0	0
	免 職	0	0	0

6 職員の服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況（平成20年4月1日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等により勤務が不可能となった場合
風水震災その他非常災害により災し、または交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合
証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合
選挙権その他公民としての権利を行使する場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分の審査を請求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明または意見の申出をする場合
深夜または徹夜の時間外勤務者に対する休養時間
任命権者の承認を得て本務以外の職を兼務する者が、その職に属する事務を行なう場合
他の機関または団体から委嘱をうけ、講演、講義等を行なう場合で任命権者が必要と認めるもの
市の慶弔に属する事務に、任命権者の命により従事する場合
その他市長が特に認めた場合

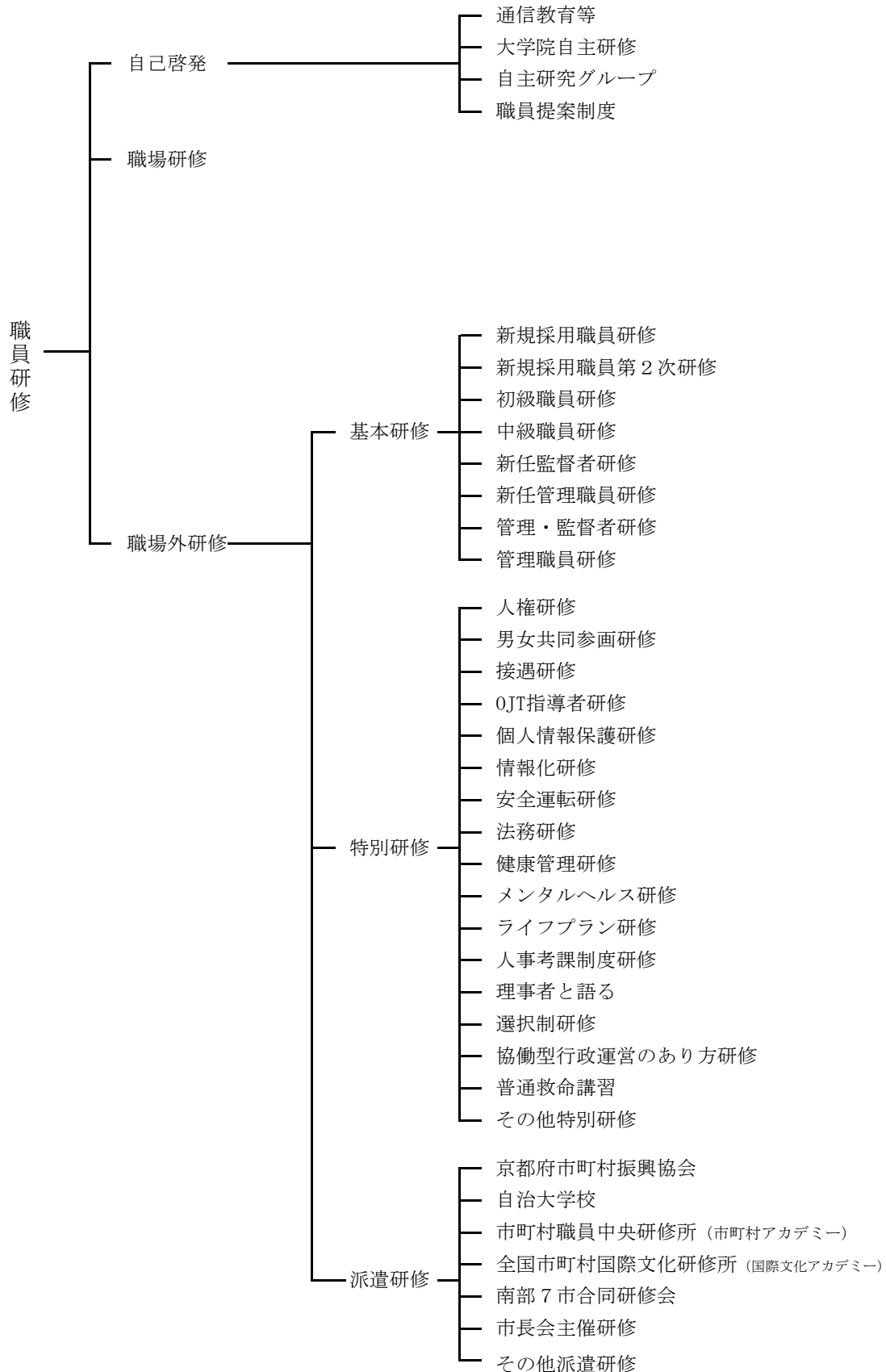
(注) 任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間について職務に専念する義務を免除されることがあります。

(2) 営利企業従事許可の件数及び内容（平成19年度中）

部 局 名	許可件数	内 容
市長部局	16	商業統計調査員、就業構造基本調査員、工業統計調査員、市民駅伝競走大会競技役員、善法青少年センタースポーツクラブ指導員、大学嘱託講師
水道	0	
教育	15	大学非常勤講師、クラブ活動等指導、社会人講師 商業および住宅・土地統計調査、宇治市体育協会理事
消防	0	
合計	31 件	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の体系



(2) 職員研修の実施状況 (平成19年度中)

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
①基本研修	25	149.5	441
②特別研修	80	287	2,349
③職場研修	13	29	772
④自己啓発	—	—	17
⑤派遣研修	204	—	105
計	322	—	3,684

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況（平成19年度）

市職員共済組合に補助金を交付し、市職員共済組合により福利厚生事業が実施されています。

区 分	元気回復・保健事業 (市の負担)	給付事業 (職員の掛金)
決算見込額	92,722,458円	62,884,425円
内 容	◎人間ドック助成 ◎文化体育レクリエーション事業 ◎指定保養所利用助成 ◎文化芸術補助 など	◎結婚祝金 ◎出産祝金 ◎傷病見舞金 ◎弔慰金 など

(2) 公務災害及び通勤災害の状況

①認定件数（平成19年度中）

部 局 名	認 定 件 数		
	計	公務災害	通勤災害
市長部局等	14	13	1
水道	0	0	0
教育	6	5	1
消防	4	4	0
合計	24	22	2

②地方公務員災害補償基金負担金（平成19年度確定負担金）

職 員 区 分	人数	確定負担金
義務教育学校職員以外の教育職員	206	1,296,988
消防職員	196	2,454,150
電気・ガス・水道事業職員	117	997,459
清掃事業職員	104	2,439,829
その他職員	815	5,092,153
合 計	1,438	12,280,579

(3) 措置要求及び不服申立ての状況（平成19年度中）

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度により保護されています。これらの制度の状況は、「公平委員会の業務の状況」のとおりです。

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成19年度中）  
該当なし
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成19年度中）  
該当なし